

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則 ……………	社会教育・文化財保護課	1頁
	○ 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則 ……………	社会教育・文化財保護課	1頁
	○ 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則 ……………	社会教育・文化財保護課	1頁
	○ 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に 関する規則の一部を改正する規則 ……………	社会教育・文化財保護課	2頁
告 示	○ 三重県指定有形文化財の指定 ……………	社会教育・文化財保護課	2頁
訓 令	○ 三重県教育委員会公報配布規程の全部を改正する訓令 ……………	教育総務課	2頁

### 規 則

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年二月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

#### 三重県教育委員会規則第一号

三重県立図書館の管理等に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「休館日は、」の下に「条例第十三条に定めるもののほか、」を加え、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条中第五号を削る。

第五条を次のように改める。

#### 第五条 削除

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年二月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

#### 三重県教育委員会規則第二号

三重県総合博物館条例施行規則（平成二十六年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「条例第八条」を「条例第十八条」に改める。

第五条第一項中「条例第九条」を「条例第十九条」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年二月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

### 三重県教育委員会規則第三号

三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
第四条中「条例第七条」を「条例第十七条」に改める。  
第六条中「条例第八条」を「条例第十八条」に改める。  
第七条及び第九条中「条例第九条」を「条例第十九条」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年二月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

### 三重県教育委員会規則第四号

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則（平成二十年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「三重県総合博物館条例第十五条第二項」を「三重県総合博物館条例第二十八条第二項」に、同条第三項第二号中「三重県立美術館条例第十七条第二項」を「三重県立美術館条例第三十条第二項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 告 示

### 三重県教育委員会告示第4号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しましたので、同条例第5条第4項の規定により告示します。

平成30年2月16日

三 重 県 教 育 委 員 会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	宗徳寺の層塔	1基	亀山市両尾町原尾121 2	宗教法人宗徳寺
書跡	紺紙金銀字千手千眼陀羅尼經 附 経箱 一合	1卷	津市大門32番19号	大宝院
考古資料	天白遺跡出土品 一、土器 1,686点 一、土偶 66点 一、その他土製品 23点 一、石器 376点 一、石製品 61点 一、辰砂原石 1点	2,213点	多気郡明和町竹川503番地 三重県埋蔵文化財センター	三重県

## 訓 令

### 教委訓第1号

局 中 一 般  
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会公報配布規程の全部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成30年2月27日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会公報配布規程の全部を改正する訓令

三重県教育委員会公報配布規程（昭和39年教委訓第5号）の全部を改正する。

第1条 三重県教育委員会公報は次に掲げる箇所に配布する。

- (1) 戦略企画部情報公開課
  - (2) 地域防災総合事務所及び地域活性化局
  - (3) その他教育長が特に必要と認める箇所
- 2 前項各号の箇所には各1部を配布する。ただし、必要と認める箇所には各2部以上を配布することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず予算の都合により配布を省略することができる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

発行  
地 番 町 明 市 津  
13 番 町 明 市 津  
地 番 町 明 市 津  
会 員 会 教 育 委 員 会 三 重 県

印刷  
社 有 限 公 司 第 一 プ リ ン ト 有 限 公 司